

過年度遡及修正専門委員会における検討状況

昨年12月の企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の公表に伴い、四半期固有の論点など、四半期会計基準等の改正の検討を行っている。

1. ディスカッション・ポイント

(1) 四半期会計基準関係

① 第2四半期以降に会計方針の変更を行う場合の取扱い（審議(2)-2)

第2四半期以降に会計方針の変更を行う場合、当期におけるそれ以前に終了した四半期会計期間に新たな会計方針を遡及適用することができないときは、国際的な会計基準と同様、翌年度の期首から新たな会計方針を適用することでどうか。

② 会計方針の変更を行った場合の各四半期会計期間の四半期財務諸表への影響額の配分について（審議(2)-2)

四半期会計基準では、財務諸表利用者の判断を誤らせない限り簡便的な会計処理が容認されていることを踏まえ（会計基準第20項）、過去の四半期財務諸表に遡及適用するにあたり、年度の影響額は算定できるものの、各期間の影響額の算定が適時には行えないときも、簡便的な会計処理が容認されると解されることでよいか。

③ 遡及適用が実務上不可能な場合の注記情報（審議(2)-3)

当期の期首時点において、過去の期間のすべてに新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合で、前年度の期首から将来にわたり新たな会計方針を適用しているときは、注記情報としてどのような影響額の開示を求めるべきか。

(案1) 年度に準じて、表示期間の各該当期間において、前年同四半期(新たな会計方針によるもの)の影響額と当四半期(従来 of 会計方針によるもの)の影響額の両者を記載する。

(案2) 新たな会計方針が前期の第1四半期に遡及適用された比較情報の開示が行われているため、開示の迅速性の要請に配慮し、新たな会計方針による前四半期の影響額のみ記載を求める。

(2) 他の会計基準等の改正（審議(2)-6～8)

以下の会計基準等については、会計基準第24号の取扱いに合わせる等の技術的な改正を予定している。

➤ 実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」

➤ 実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」

このうち、実務対応報告第18号については、会計方針の変更に関する遡及適用の取扱いについて国際的な会計基準との差異が解消されたことに伴う改正のほか、

在外子会社がIFRS又は米国基準に準拠して財務諸表を作成している場合で、当該基準により、会計方針の変更を行う場合には、会計基準第24号に準じた注記を行うことに留意することも明記することでしょうか。

2. 専門委員会、委員会における四半期会計基準等に関する検討スケジュール

専門委員会日程	委員会日程	主な審議事項
1月21日	1月28日	・四半期会計基準等の文案検討
2月15日	2月25日	・四半期会計基準等の文案検討
3月4日	3月11日	・四半期会計基準等の文案検討
3月29日（予備日）	3月25日又は4月	・四半期会計基準等の公開草案議決

（注）上記1(2)の「他の会計基準等の改正」は、2月12日に議決予定（技術的な改正のため、公開草案の公表を予定していない。）

以上